



平成 21 年 5 月 8 日

各 位

会 社 名 日 油 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 大 池 弘 一
(コード番号 4403 東証第 1 部)
問 合 せ 先 人 事 ・ 総 務 部 長 宮 道 建 臣
(TEL. 03-5424-6631)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 8 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 21 年 6 月 26 日開催予定の第 86 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 88 号）」（以下「決済合理化法」といいます。）が平成 21 年 1 月 5 日に施行されたことに伴い、以下のとおり変更を行うものであります。

- (1) 決済合理化法附則第 6 条第 1 項により、同法の施行日をもって当社の株券を発行する旨の規定を廃止する定款変更決議をしたものとみなされておりますので、当該規定を削除するとともに単元未満株式に係る株券に関する規定および株券喪失登録簿に関する定めについても削除するものであります。（現行定款第 6 条、第 8 条、第 12 条）

ただし、株券喪失登録簿については、決済合理化法の施行日の翌日から 1 年間は株主名簿管理人が株券喪失登録に係る事務を取り扱いますので、経過措置として、その旨附則を設けるものであります。

- (2) 決済合理化法附則第 2 条により、「株券等の保管及び振替に関する法律（昭和 59 年法律第 30 号）」が廃止されたことに伴い、「実質株主」および「実質株主名簿」に関する定めを削除するものであります。（現行定款第 9 条、第 12 条）
- (3) 決済合理化法の施行にあわせて、株式取扱規則で定めている株式取扱に関する手数料を無料化いたしましたので、手数料に関する文言を削除するものであります。（現行定款第 11 条）
- (4) 決済合理化法の施行によって不要となった当社の株主名簿管理人への株主の届出に関する規定を削除するものであります。（現行定款第 13 条）
- (5) その他、上記変更に伴う条数の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

| | |
|-----------------|---------------------|
| 定款変更のための株主総会開催日 | 平成 21 年 6 月 26 日（金） |
| 定款変更の効力発生日 | 平成 21 年 6 月 26 日（金） |

以 上

定款一部変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|--|
| <p>(株券の発行) 第6条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>(自己の株式の取得) 第7条 <条文省略></p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行) 第8条 当社の単元株式数は、1,000株とする。 当社は、第6条の規定にかかわらず単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</p> <p>(単元未満株式についての権利) 第9条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) { <条文省略> (4)</p> <p>(単元未満株式の買増し) 第10条 <条文省略></p> <p>(株式取扱規則) 第11条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>(株主名簿管理人) 第12条 当社は、株主名簿管理人を置く。 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> | <p><削 除></p> <p>(自己の株式の取得) 第6条 <現行どおり></p> <p>(単元株式数) 第7条 当社の単元株式数は、1,000株とする。 <削 除></p> <p>(単元未満株式についての権利) 第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) { <現行どおり> (4)</p> <p>(単元未満株式の買増し) 第9条 <現行どおり></p> <p>(株式取扱規則) 第10条 当社の株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>(株主名簿管理人) 第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|---|
| <p>(株主の届出)</p> <p><u>第13条 株主および登録株式質権者またはこれらの法定代理人は、氏名、住所および印鑑を当会社の株主名簿管理人に届けなければならない。ただし、署名の慣習のある外国人は、署名鑑を届けなければならない。</u></p> <p><u>これを変更したときも同様である。</u></p> <p><u>株主、登録株式質権者またはこれらの法定代理人が外国に居住する場合には、日本国内に仮住所を定め、または日本国内に居住する者を代理人に選定して、その旨を当会社の株主名簿管理人に届けなければならない。</u></p> <p><u>これを変更したときも同様である。</u></p> <p>第14条 () <条文省略></p> <p>第51条 () <新 設></p> | <p><削 除></p> <p>第12条 () <現行どおり></p> <p>第49条 () 附 則</p> <p><u>第1条 当会社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。</u></p> <p><u>第2条 前条および本条は、平成22年1月5日まで有効とし、同日の経過をもって前条および本条を削るものとする。</u></p> |